

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—観智院本にないカタカナ注記について— (五)

小林 恭治

本稿は、左記の拙稿の続編である。

- ・ 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —観智院本にないカタカナ注記について— (一)」
〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕第11号 平成18年4月
- ・ 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —観智院本にないカタカナ注記について— (二)」
〔鶴見大学紀要〕第44号 第一部 国語・国文学編 平成19年3月
- ・ 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —観智院本にないカタカナ注記について— (三)」
〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕第12号 平成19年4月
- ・ 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —観智院本にないカタカナ注記について— (四)」
〔鶴見大学紀要〕第45号 第一部 国語・国文学編 平成20年3月刊行予定

資料40

高山寺本	西念寺本	観智院本	鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
①ク禾 ②古貨反 ③又音戈 ④トカ ⑤タヒ ⑥禾タル ⑦アシ ⑧爪ク ⑨与キル ⑩アヤア川 ^ル ⑪オコタル ⑫コユ	①ク禾 ②古貨又 ③トカ ④爪ク ⑤与キル ⑥タヒ ⑦ワ タル ⑧アシ ⑨アヤアツ ^チ ⑩オコタル ⑪コユ ⑫一 ⑬ワタル ⑭又 ^レ 戈 ⑮禾ク禾	①古貨又 ②トカ ③禾タル ④アシ ⑤アヤマ ^ツ ⑥ヲコタル ⑦スク ⑧ヨキル ⑨タヒ ⑩コユ ⑪又 ^レ 戈 ⑫禾ク禾	内 ^シ 過 古貨又トカ 爪ク 与キル タヒ 禾タル ツケ アシ 又 ^レ 戈 禾ク禾 コユ	内 ^シ 過 古貨又トカ 爪ク 与キル タヒ 禾タル ツケ アシ 又 ^レ 戈 禾ク禾 コユ	内 ^シ 過 古貨又トカ 爪ク 与キル タヒ 禾タル ツケ アシ 又 ^レ 戈 禾ク禾 コユ	内 ^シ 過 古貨又トカ 爪ク 与キル タヒ 禾タル ツケ アシ 又 ^レ 戈 禾ク禾 コユ
			上9ウ	31オ	31ウ	仏上57

50、「ク禾」 / 51、「ワタル」(31ウ)

資料40の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表40-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表40-aを見ると、西念寺本の①「ク禾」と⑬「ワタル」が観智院本に見えない。

まず、西念寺本の①「ク禾」については、右に、表40-aは、観智院本の注記配列を基準にすると述べたが、高山寺本の①「ク禾」とともに、記載位置が通常の状態とは異なっている。観智院本の語順とは別に、西念寺本・高山寺本の記載通りに、それぞれ冒頭の第一注記とした。さて、高山寺本の①「ク禾」は、標出漢字「過」の右傍に記されていることから、直接的に標出漢字の漢字音を示しているものと思われる。一見すると、この①「ク禾」が、西念寺本

表40-a

観智院本	西念寺本	高山寺本	鎮国守国神社本
①古貨又 ②トカ ③禾タル ④アシ ⑤アヤアツ ⑥ヲコタル ⑦スク ⑧ヨキル ⑨タヒ ⑩コユ ⑪又ニ戈 ⑫禾ク禾	①ク禾 ②古貨又 ③トカ ④ワタル ⑤アヤアツ ⑥オコタル ⑦爪ク ⑧与キル ⑨タヒ ⑩コユ ⑪一 ⑫ワタル ⑬又ニ戈 ⑭禾ク禾	①ク禾 ②古貨反 ③トカ ④禾タル ⑤アシ ⑥アヤア川 ⑦オコタル ⑧爪ク ⑨与キル ⑩タヒ ⑪コユ ⑫又音戈	①古貨又 ②トカ ③禾タル ④アシ ⑤アヤアツ ⑥オコタル ⑦爪ク ⑧与キル ⑨タヒ ⑩コユ ⑪又ニ戈 ⑫禾ク禾 ⑬ツケ

鎮国守国神社本
①古貨又 ②トカ ③爪ク ④与キル ⑤タヒ ⑥禾タル ⑦オコタル ⑧コユ ⑨アヤアツ ⑩ツケ ⑪アシ ⑫又ニ戈 ⑬禾ク禾

の①「ク禾」に対応している注記の
 ように見えるが、どうもそうではな
 いらしい。
 資料40を見ると、高山寺本の最後
 の注記である⑫「コユ」の下には空
 白のスペースが充分に存在している
 から、そもそも高山寺本の①「ク禾」
 は、記載スペース不足のため、やむ
 を得ず、標出漢字の右傍に記された
 ということではないものと考えら
 れ、高山寺本においては、こうした
 標出漢字の右傍に注記の記された例
 が他にも存することから、高山寺
 本の①「ク禾」は、その他の注記と
 は別に記されたものである可能性が
 存する。

一方、西念寺本の①「ク禾」は、ともすると、高山寺本の①「ク禾」に相当する注記が転写を重ねる間に、標出漢字の右傍から下降し、注記を記す正規の枠内に移動したもののようにも思われるのだが、そうすると、西念寺本において、①「ク禾」とは別に⑮「禾ク禾」という注記も存することから、同じ内容の記述が重複していることになってしまう。西念寺本の⑮「禾ク禾」については、対応する注記が観智院本では⑫「禾ク禾」、鎮国守国神社本では⑬「禾ク禾」と考えられ、西念寺本の①「ク禾」に対応する注記は、観智院本・鎮国守国神社本に見えないことから、観智院本・西念寺本・鎮国守国神社本において、それぞれ各注記の末尾に記されている和音注記「禾ク禾」が、高山寺本の①「ク禾」が転写の過程を経た結果、和音注記として正規に認められたものであろうと推測される。

そうであるとすれば、新たに考えられることは、西念寺本の①「ク禾」は、高山寺本の①「ク禾」に対応するものではなく、西念寺本の反切注記②「古貨父」の「貨」字の振仮名ではないかということである。

例えば、西念寺本には資料40の標出漢字「過」と同じ31丁のウラに、標出漢字「遜」の項目が存するが、その反切注記「先困父」の「困」字にも「コン」の振仮名が記されており、反切下字に振仮名が付される例が「過」の項目の周辺にも存在していることがわかる。西念寺本の①「ク禾」の場合は、②「古貨父」が反切注記であるために標出漢字「過」に極めて近い位置に記されていることと、標出漢字「過」の漢字音と反切注記の「貨」の漢字音がどちらも『クワ』であったために、高山寺本の①「ク禾」に関係が深いもののように見えてしまいがちであるが、西念寺本において、①「ク禾」を通常のカタカナ注記と認めてしまうと⑮「禾ク禾」と重複してしまうこと、そして、①「ク禾」が②「古貨父」の「貨」字の右真横に位置していることから、①「ク禾」は反切注記②「古貨父」の「貨」に対する振仮名として認めることに無理がないものと考え⁽⁶⁴⁾るとすると、西念寺本の①「ク禾」は標出漢字「過」に対するカタカナ注記ではないことにより、本稿のテーマから外れるものとして、別項で扱うこととする。

次に、西念寺本の⑬「ワタル」についてであるが、西念寺本には⑦「ワタル」もあり、注記が重複している⁶⁵。注記の配列状況からすれば、西念寺本の⑦「ワタル」の次には⑧「アシ」が続くように、観智院本、高山寺本においても「アシ」が続いていることから⁶⁶、西念寺本の⑦「ワタル」に対する注記は他の写本に見られるが、⑬「ワタル」には対応する注記がないと考えた。この西念寺本の⑬「ワタル」は、高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

さて、資料40を見ると、西念寺本の⑬「ワタル」は、注記の二行目と三行目に缺まれるようにして、その他の通常の注記よりも、やや小字で記されていることがわかる。これは一見すると、底本の『ワタル』という注記を書き漏らした際に、末尾の和音注記⑮「禾ク禾」の後に追記すると、字訓注記がまとめて記されないという不体裁になるため、⑭「又十戈」の前に記して、字訓注記をまとめて記述するという体裁を維持しようと考えて、無理に行間に押し込んだようにも見える。

しかし、転写作業を機械的に行っていたような場合には、同じ注記を連続して書き写してしまうこともあり得るであろうが、⑬「ワタル」の場合は、⑦「ワタル」と連続しているわけではなく、書き漏らした注記を追記したかのような状況に見える。思うに、転写作業において、注記を書き漏らしたのではないかと疑い始めた場合、まずは、書き漏らしが事実かどうかを確認するために、そこまでの転写作業の内容を注意深く見渡すのではないかと思われる。そして、実際に見渡したならば、当然、⑦「ワタル」の存在に気づくはずで、気づけば、⑬「ワタル」の追記はされなかったはずである。にもかかわらず、⑬「ワタル」が記されている理由は何であろうか。

資料40に見るように、西念寺本の⑦「ワタル」は一行目最後に「ワ」を記したところで改行し、「タル」を二行目冒頭に記している。このことからすると、⑦「ワタル」を「ワ」と「タル」の別々の注記のように思い違いましたとい

うことも考えられる。とすると、⑬「ワタル」の記載状況を、二行目と三行目に間に記されているとか、⑭「又上戈」の前に記されているなどと解するよりも、むしろ⑬「ワタル」は二行目冒頭に記されている「タル」に対する『書き直し』、もしくは『注意書き』として記されていると考えた方がよいのではないだろうか。通常、こうした記述は注記の右傍に記される習慣があるが、⑦「ワタル」の「タル」の「ル」字の二画目の右撥ねが邪魔になるため、敢えて左に記したとも考えられる。

また、一行目の最後に記された⑦「ワタル」の「ワ」は、その前の⑥「タヒ」と一つにまとめられて『タヒワ』という文字列に見えていたのかもしれない。そのため、二行目の「タル」を注記として不審と思った転写者が、「タル」は『ワタル』であろうと考え、⑬「ワタル」を書き加えたのではないかと考える。

資料40の⑭「又上戈」の記載状況を見ると、「又」の位置に対して「上」が、やや左に寄せられて記されているように見え、⑭「又上戈」が⑬「ワタル」を避けるように記されているように見えないこともない。ここから、⑬「ワタル」は、現西念寺本の成立以前に増補されたもので、現西念寺本は、⑬「ワタル」が追記された後に、さらに転写を重ねた写本であるということが考えられる。

しかしまた、⑬「ワタル」は、二行目の「タル」を書き終えた後で、三行目の⑭「又上戈」を記す以前の時間帯に追記されたとも考えられる。この場合は、現西念寺本の成立する転写作業時において⑬「ワタル」が追記された可能性が残されることになる。⁽⁶⁷⁾

52、「テカシ」 / 53、「禾喜也」(33ウ)

資料41

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>近</p> <p>渠謹メテカシチカシチカツク チカツクサイツゴロ 去声 ツク 上11オ</p>	<p>近</p> <p>渠謹及チカシ チカツクココロ 莫一ス一ハ ツク去声 サイツゴロ 音コシ 32ウ</p>	<p>近</p> <p>渠謹メテカシチカシチカツク コノエロサイツゴロ莫一ハ ルハツク去声 禾喜也 33ウ</p>	<p>近</p> <p>渠謹メチカシチカツク 莫一スチタルハツク 去声 禾喜也 仏上60</p>

ることは、

へaへ 標出漢字「近」の意義から推測して、②「テカシ」は『チカシ』の誤写である。

ということであるが、そうすると、続く③「チカシ」と注記が重複することにもなり、成立当初から『チカシ』が二つ連続して記されていたとすれば、不自然な記載状況であったということにもなる。そこで、次に考えられるのは、

へbへ ある段階の転写者が、底本には一つしか記されていないなかった『チカシ』を、②「テカシ」と誤記し、その後、直ちに誤りに気づいて、誤記した②「テカシ」の直後に、③「チカシ」と正しく書き直した。

資料41の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表41-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

資料41-aを見ると、西念寺本の標出漢字「近」のカタカナ注記②「テカシ」と⑫「禾喜也」が観智院本に見えない。

まず、西念寺本の②「テカシ」は、標出漢字「近」の注記としては意味不明と思われる。そこで考えられ

鎮国守国神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
① 渠謹又 ② チカシ ③ 莫― ④ ス―タルハ ⑤ 吾□ン ⑥ チカツク ⑦ サイトツコロ ⑧ 迫― ⑨ セアリ ⑩ チカツク ⑪ コ、コロ ⑫ 去声 ⑬ ツク ⑭ アス ⑮ 近曾 ⑯ サイトツコロ	① 渠謹反 ② チカシ ③ チカツク ④ コノコロ ⑤ 莫― ⑥ ス―タルハ ⑦ ツク ⑧ 去声 ⑨ ア爪 ⑩ サイトツコロ ⑪ 音コン	① 渠謹又 ② テカシ ③ チカシ ④ チカツク ⑤ コノコロ ⑥ サイトツコロ ⑦ 莫― ⑧ 爪キタ ルハ ⑨ ツク ⑩ 去ク ⑪ ア爪 ⑫ 禾喜く	① 渠謹又 ② チカシ ③ チカツク ④ コノコロ ⑤ サイトツコロ ⑥ 莫― ⑦ スキタルハ ⑧ 去声 ⑨ ツク ⑩ マス ⑪ 禾吾ム

という場合である。この場合、誤記した②「テカシ」をそのままにしておいては、それが正当な注記として扱われてしまう恐れがあるので、見せ消ちにするなど、何らかの訂正作業をして、②「テカシ」が誤記である旨を明示しておく必要があると思われるが、そうした手当てがなされていらないことは不審である。そこで、一般に、名義抄のような大部な写本の転写作業においては、作業中に集中力が低下することで、底本の一つの注記を二度書きしてしまうことは起こりがちであるように思われることから、

〔c〕 底本の『チカシ』の記述を最初に②「テカシ」と誤解して転記した後、『チカシ』が未記入であると勘違いし、新たに③「チカシ」と正しく解釈して転記したために、②「テカシ」③「チカシ」の連続配列となった。そして、こ

表41-a

観智院本	西念寺本	高山寺本	鎮国守国神社本
① 渠謹又 ② チカシ ③ チカツク ④ コノコロ ⑤ サイツコロ ⑥ 莫― ⑦ スキタルハ ⑧ 去声 ⑨ ツク ⑩ マス ⑪ 禾吾ム	① 渠謹又 ② テカシ ③ チカシ ④ チカツク ⑤ コノコロ ⑥ サイツコロ ⑦ 莫― ⑧ 爪キタルハ ⑩ 去ク ⑨ ツク ⑪ ア爪 ⑫ 禾喜ム	① 渠謹反 ② チカシ ③ チカツク ④ コノコロ ⑩ サイツコロ ⑤ 莫― ⑥ ス―タルハ ⑧ 去声 ⑦ ツク ⑨ ア爪 ⑪ 音コン	① 渠謹又 ② チカシ ③ チカツク ④ コノコロ ⑦ サイツコロ ③ 莫― ④ ス―タルハ ⑫ 去声 ⑬ ツク ⑭ アス ⑤ 吾□ン ⑧ 迫― ⑨ セアリ ⑩ チカツク ⑮ 近曾 ⑯ サイツコロ

に見誤った注記とは別の注記と思い込んで転記したと考えるのであるが、底本の一つの注記を連続して二度書きする際に、底本の理解が一回目と二回目で異なってしまうというのも、不審ではある。さらに、第四案として考えられるのは、

〈d〉 現存本以前の段階で、底本の『チカシ』を②「テカシ」と誤写する事件が起こり、その時点では②「テカシ」

の連続した記述について、その後の転写時においては、最初から別々の注記を正しく転写したものと誤解していたために、②「テカシ」に誤写であることを示す書き込みがない。

ということも考えられる。しかし、最初に底本の記述を見誤るといふミスを犯し、それに気づかず転記した直後に、底本の同一注記をもう一度視認して、今度は正確に理解したために、先

を訂正する記述として③「チカシ」が記されていた。その際の③「チカシ」の記述位置は、例えば、②「テカシ」の右傍、もしくは右下などに、やや小字で記されるなどして、訂正記事である旨が視覚的に明示されていたものと考ええる。しかし、その後、さらに転写作業が繰り返される際に、②「テカシ」が訂正されるべき記述であることが忘れられ、訂正記事として記されていた③「チカシ」が、現存の西念寺本のように、訂正の記述であることを視覚的に明示できないように転写されて、資料41の西念寺本の体裁になってしまった。

ということである。この場合、②「テカシ」を訂正する③「チカシ」を記した人物は、②「テカシ」と誤記した人物と必ずしも同一ではない可能性がある。また、その訂正の際には『チカシ歟』などのように『歟』字を記してもよさそうに思われるが、標出漢字「近」の注記として、②「テカシ」を③「チカシ」に改めることは、あまりに当然過ぎる行為であるがために、『歟』字を付すまでもない、疑問の余地などないと判断され、『歟』が省略されたのかもしれない。

本稿においては、 $\langle d \rangle$ 案を採用するが、その場合、観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本における②「チカシ」に西念寺本で対応しているのは②「テカシ」の方で、西念寺本の③「チカシ」の方が増補された注記であるということになる。

次に西念寺本の⑫「禾喜」についてであるが、この西念寺本の第十二番目の注記を翻字・解釈するにあたっては、困難な問題が存している。すなわち、資料41の西念寺本の最終注記である第十二番注記は、その記された文字の字形のみを情報源とするならば、

〈ア〉西念寺本の⑫「禾喜く」は、『禾喜也』である。

とすることが通常の解釈であると思われるが、その場合、

〈イ〉「禾喜也」は、和音注記で、『和音は喜なり』の意である。

〈ウ〉「禾喜也」は、意義注記で、『禾喜』は『和喜』で、『和して愛^めでるなり』の意である。

の二通りの意味に解釈できてしまう。注記の配列からすれば、⑫「禾喜く」は、標出漢字「近」における全注記の末尾に記されており、また、その冒頭に「禾」と記されているところからしても、〈イ〉の和音注記という解釈の方が適当であるように思われるが、しかし、標出漢字「近」の漢字音『キ』を「喜」字で表現することはあり得るとしても、和音注記を示す際に、注記の末尾に『也』字を付していることは、通常の名義抄の記載パターンから外れているように思われ、不審である。⁶⁹ 〈ウ〉については、和音注記以外の場合に『和』を「禾」と表記するかどうかという問題もあるが、やはり、漢字表記による意義注記が全注記の末尾に配置されていることが、通常の体裁とは異なっており、注目される。しかし一方では、〈イ〉〈ウ〉のいずれも、不審な点を孕んでいるということ自体を理由として、西念寺本の⑫「禾喜く」を後の増補であると解することも可能であるが、結論は、もう少し、その他の状況を確認してから下すこととする。

そこで、資料41、および表41-aを見直して見ると、先の②「テカシ」の問題と、一部の語順の相違を除けば、西念寺本と観智院本は、注記の配列を含めた記載状況が近似しているように思われるのであるが、その観智院本の最後

の注記が、西念寺本に見えない⑩「禾吾ム」であることからすれば、

〈エ〉西念寺本の⑫「禾喜く」は、観智院本の⑩「禾吾ム」に相当する注記である。

として、⑫「禾喜く」の「禾」は、やはり和音注記を意味した略字であると考えたいところではある。しかし、西念寺本の⑫「禾喜く」と観智院本の⑩「禾吾ム」とでは、一見して、違い過ぎるとの感もある。そして、資料41の西念寺本の⑫「禾喜く」の書写状況を見直しても、やはり⑫「禾喜く」の「く」字は、通常であれば、〈ア〉に述べたように、漢字「也」以外には解釈できないように思われるのであるが、西念寺本においては、他に解釈が全くできないということでもない。

例えば、西念寺本においては、カタカナの「シ」を「く」と表記して、資料41の⑫「禾喜く」の「く」と全く同じ字形に記すことがある。^⑭ そのように記された「く」は、観智院本では、明瞭なカタカナの「シ」と記しているところから、カタカナの「シ」が転写の過程で書き崩された結果、漢字「也」を書き崩した形に接近したものと思われる。そうした西念寺本の「く」字の現況を見ると、もはや、カタカナの「シ」を表す意志を持って、「く」と表記しているとは、とても思われないので、恐らくは、ある段階の転写以降は、「シ」として記した「く」を漢字「也」の崩し字であると誤解し、「也」字のつもりで転写されつづけたものと思われる。

そうした現象の存在を認めるならば、「シ」と字体の類似するカタカナの「ン」の場合も同様に、

〈オ〉カタカナ「ン」を書き崩した結果、その字形が、漢字の「也」を書き崩した字形「く」に接近した。

という現象が生じ、本来「ン」であったものを「也」と誤解して転写してしまうということも考えられはしないだろうか。そうした類推が許されるのであれば、

〈カ〉西念寺本の⑫「禾喜く」は、実際に『禾喜也』と翻字されるべく記されてはいるが、本来は和音注記『禾喜ン』であった。

表41-b

鎮国守国神社本⑤	吾	□ 虫損	ン
高山寺本⑪	音	コ	ン
西念寺本⑫	禾	喜	ン
観智院本⑬	禾	吾	ム

と考えることもできる。

しかし、西念寺本の⑫「禾喜く」が意義注記でなく、『禾喜ン』という和音注記であったとすると、これに相当する各写本の注記は、表41-bに改めて示したように、観智院本では⑬「禾吾ム」、高山寺本では⑪「音コン」、鎮国守国神社本では⑤「吾□ン」に

なるものと思われ、西念寺本の『禾喜ン』と一致するものはない。

藤堂明保氏⁴¹によれば、標出漢字「近」は、呉音「ゴン」、漢音「キン」、慣用音「コン」とあるが、各写本の表記をそのまま解するとすれば、観智院本の⑬「禾吾ム」と鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」は呉音の「ゴン」、高山寺本の⑪「音コン」は慣用音を示しているように思われるが、〈カ〉のように、西念寺本の⑫「禾喜く」を『禾喜ン』と解するならば、これは漢音「キン」を示していることになる。本稿では改編本系類聚名義抄における呉音・和音、および慣用音の概念自体には触れないこととするが、そもそも、各写本の第一注記である反切『渠謹反』が漢音「キン」を示しているはずであることからしても、西念寺本の『禾喜ン』という記述が、再び、漢音「キン」を示していると

解することは、和音注記としては辻褄が合わないこととなる。そこで、考えられるのは、

〈キ〉西念寺本の⑫「禾喜く」の「喜」字も、誤写ではないか。

ということである。

ところで、表41―bを見て、気づくのは、鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」の冒頭が「禾」や「音」でなく、「吾」字である点である。通常、こうした注記の場合には、冒頭に、高山寺本のように「音」字を付したり、観智院本のように「禾」字を付するのが一般であるが、そうした記載がなく、注記の冒頭から「吾」字が記載されていることは不審である。また、資料41に見えるように、⑤「吾□ン」の一文字目と三文字目が「吾」と「ン」であることは疑いがないことから、この注記が、例えば観智院本の⑪「禾吾ム」の「吾ム」に相当するものであれば、⑤「吾□ン」の二文字目は不要ということになるのだが、実際には一部虫食いにより失われてはいるものの、二文字目に相当する箇所には、字画の大半と思われるものが確認され、二文字目に漢字らしきものが記されていたことは疑いがない。この注記が三文字目になっていること自体、不可思議である上に、さらに、その二文字目が虫損であることが、問題をより深く混乱させている。

そこで、鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」の二文字目の虫損箇所に関しては、次のような解釈が考えられる。

〈ク〉鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」は、虫損前、『吾吾ン』となっていた。これは、本来『吾ン』であったものの冒頭の『吾』を誤って重複して記したものである。

〈ケ〉 鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」は、虫損前、『吾音ン』となっていた。これは、本来『音吾ン』であり、その『音』字と『吾』字を誤って逆に記したものである。

〈ク〉 について、⑤「吾□ン」の虫損の二文字目を『吾』と仮定すると、資料41からは、その虫損の残存部については、『吾』の上部の『五』の一画目の『一』と二画目の『一』に相当する字画が見えず、三画目と四画目による「ユ」の部分と、その下の「口」の部分が確認される。複製本の写真からは、二画目の『一』の下部らしきものが見えているようにも解されるが断定するには至らない。しかし、二画目の『一』の字画が、偶然、短く記されて、三画目の『一』の上辺を貫かなかつたのだとも考えられるが、⑤「吾□ン」の一字目の「吾」においては、二画目の『一』が三画目の『一』の上辺を明瞭に貫いているので、説得力に欠けるところである。〈ケ〉については、やはり虫損の二文字目の残存部から、二文字目の下部の字画「口」が確認され、これを、仮定する『音』字の下部の『日』と同一とするには、現状においては無理がある。

そこで、〈ク〉〈ケ〉から、〈コ〉を考えた。

〈コ〉 鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」において、虫損前の二文字目は『吾』であり、『吾吾ン』であったが、それ以前には、さらに一文字目の「吾」も『呉』となっており、『呉吾ン』↓『吾吾ン』↓『吾□ン』と変遷した。『呉吾ン』は、『呉音は吾ン』の意を示したものだ。

そして、〈コ〉から、さらに〈カ〉を考えた。

〈サ〉 鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」において、虫損前の二文字目は『吾』であり、『吾吾ン』であったが、それ以前には、さらに一文字目の「吾」も「禾」となっており、『禾吾ン』↓『吾吾ン』↓『吾□ン』と変遷した。『禾吾ン』は、『和音は吾ン』の意を示したものであった。

〈コ〉〈サ〉で、⑤「吾□ン」の一文字目を「吾」と記してしまったのは、いずれも、字音の『吾ン』を書き急いだために、目移りして、本来、『呉』や『禾』を記すべきところに二文字目の『吾』を記してしまったのではないかと考える。目移りが原因だとすると、見過ごされた一文字目がどんな文字であっても構わなくなるので、『呉』でも『禾』でも、問題が所在する次元は同レベルであることになり、その点、〈コ〉と〈サ〉のどちらが優位であるとは言えなくなる。ただ、表41-bの諸本の対応が認められるのであれば、観智院本で⑪「禾吾ム」、西念寺本で⑫「禾喜く」とあることからすれば、『禾』を見過ごしたとする〈サ〉案が支持されるところではある。

ここまでの、鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」に関する考察により、その虫損箇所が『吾』であると認められるならば、観智院本で⑪「禾吾ム」とあることを考え合わせると、西念寺本の⑫「禾喜く」を『禾喜ン』と解釈したとしても、二文字目が『吾』と『喜』で異なっているという問題が残されることになる。

そこで、『吾』と『喜』の字が書き崩されるなどして、混同されてしまうことがあり得るかどうかについて考察の必要があるが、『吾』と『喜』の書体を変化させても、両者の字形が混同されるほどに類似するケースを想定することは難しいように思われる。²²

しかし、ここに『音』字を介在させると、『吾』と『喜』の関係は全くないとは言いつれなくなる。すなわち、『音』字には、崩し方により『音』や『青』という字形があり、『吾』からは、当然『吾』との類似性に気づかされ、一

表41-c

鎮国守国神社本	西念寺本	
	音 吾 ン ↓	
吾 ← 吾 ←	吾	→ 吾 → 音 → 禾 → 禾
(虫損) ← 音 ←	音	→ 音 → 音 → 喜 → 喜
ン ← ン ←	ン	→ ン → ン → ン → く

方、『喜』の側でも『吉』という字形が確認でき、『音』の『音』との類似性が充分認められる。また、『音』においては、『音』もあり得る。『音』の下部の『口』は、楷書体の『音』の下部である『日』よりも虫損残部の『口』に近いと思われ、鎮国守国神社本の⑤「吾□ン」の二文字目の残存部は、『音』の上部『上』を除いた『音』に極めて類似すると思われる。

ここで思い出されるのが、先の〈ヘケ〉案である。〈ヘケ〉の、本来は『音吾ン』であったという仮定に基づき、現存の鎮国守国神社本では、それを『吾音ン』と語順を誤った上で、さらに、その二文字目が虫損となっているという考えが許されるのであれば、これに〈オ〉案〈カ〉案を加味することで、表41-cに示した展開が推定できる。すなわち、

〈ヘケ〉標出漢字「近」の末尾には「音吾ン」なる注記が配されていたが、転写の過程で、『吾音ン』と誤写されるアクシデントが発生し、その『吾音ン』の記述に基づいて、鎮国守国神社本では、『吾音ン』を経て、⑤「吾□ン」が成立、西念寺本では、一文字目の『吾』については『音』、『音』を経て「禾」が、二文字目の『音』については『音』、『音』を経て「喜」が、三文字目の『ン』については「く」が成立し、結果として⑫「禾喜く」となった。

という展開である、表41-cでは、『吾音ン』の三つの文字が、それぞれ一つ変化する度に区切りをつけて示したが、勿論、『吾』『音』『ン』における各変化がそのように一つずつ段階を踏む場合もあれば、複数の変化が同時に発生する場合もあり得るので、各字の変化の時期については言及できず、あくまで、結果として、西念寺本では⑫「禾喜く」に至り、鎮国守国神社本では⑤「吾□ン」に至ったと述べるのみである。⁽⁷³⁾

そして、西念寺本と鎮国守国神社本の原初形態とした『音吾ン』は、高山寺本⑪「音コン」との関連が当然のごとく推測されるが、本稿においては、そこまで立ち入らないこととする。

この〈シ〉の推測が正しければ、西念寺本の⑫「禾喜く」は、〈エ〉案で推測したように、観智院本⑪の「禾吾ム」に対応するものであると考えられるから、西念寺本の増補でも、観智院本の脱漏でもないということになる。

注 記

※紙幅の都合により本稿を分載致します。以下続

(63) 高山寺本のこうした例には、様々な注記があるが、例えば、「ク禾」のように漢字音を示した例には、「迅」(25オ)では標出漢字の右傍に「シン」、「一」(且)千(43オ)では「一」の右傍に「シヤ」(朱か)、「妒」(52オ)では「ト」、「盱衡」(86オ)では「盱」の右傍に「ウ」、「暴」(97ウ)では「小ウ」「小ク」がある。

(64) 西念寺本の①「ク禾」については、高山寺本の①「ク禾」の状態から、和音注記、例えば、観智院本の⑫「禾ク禾」のような場所へと、記載位置を移すまでの過渡期の状況を示しているのではないかと考えることもできそうではあるのだが、「貨」の振仮名である可能性と比較すると根拠が弱いと考える。

(65) どちらか一方は『下』の意の『クタル』ではないかとも想像されたが、(9)の草川氏は「ワタル」を「重出」とし、両者とも『ワタル』と解されている。また、資料40に示した写本のカタカナの字形からも、両者ともに『クタル』と解するには難しいと判断した。

- (66) 鎮国守国神社本においては⑥「禾タル」と⑩「アシ」は連続していないが、現存本以前には、両者が連続して配置されていた可能性が考えられる。ここでは、鎮国守国神社本の例を外しても論旨に影響しないと考え、鎮国守国神社本に対する具体的な検証については別項に譲ることとした。
- (67) また、西念寺本の⑫「一」については、カタカナ注記でないことが明らかと思われるので、ここでは扱わない。おそらく続く「又」の「又」の第一画を「フ」ではなく「一」と書くことがあるので、それを重複したものと思われる。
- (68) (9)の草川氏は『テカシ』を項目として立てず、『チカシ』の項目において、西念寺本は「重出」としていることから、本稿における西念寺本の②「テカシ」を『チカシ』と解されておられるものと思われる。しかし、資料41の②「テカシ」の「テ」の字形は、第一画目を横画としていたことが明確で、③「チカシ」の「チ」の第一画目が左下への払いとなっていることは、相違していることから、ここでは現況をそのまま解釈して、西念寺本の第二注記を「テカシ」と翻字した。
- (69) 資料41の各写本に見るように、標出漢字「近」の項目には、「莫」などの熟字の注記も入り込んでいるので、「也」字と和音注記との関連が不審であること以外にも、この項目が通常の記載状況とは異なっている点が存在する。
- (70) 西念寺本において以下の例を確認した。
- a、標出漢字「逼」の「セハシ」(観智院本・仏上58)を「セハク」(西念寺本・32丁表)
 - b、標出漢字「𠂔」の「タ、シ」(観智院本・仏上75)を「タ、ク」(西念寺本・42丁裏)
 - c、標出漢字「卵」の「シルシ」(観智院本・仏上81)を「シルク」(西念寺本・46丁表)
- (71) (14)の藤堂氏の著作参照。
- (72) 赤井清美『書体辞典』(東京堂出版 昭和49年10月)を参考とした。
- (73) 西念寺本の場合、一文字目が『音』のときに二文字目が『音』である組み合わせも考えられるが、それが実現した可能性は低いものと考えられる。また、西念寺本において鎮国守国神社本との関連を考慮しない場合には、『音吾ン』↓『禾吾ン』↓『禾青ン』↓『禾吾ン』↓『禾喜ン』↓『禾喜ク』という経路も考えられる。西念寺本と鎮国守国神社本の関係、殊に写本系統の近親性については、小林恭治「改編本系『類聚名義抄』注記配列パズル(二)―写本間における『區』項目の注記配列の異同に関する解釈―」(『中央大学国文』第49号 平成18年3月)をも参照されたい。